

告示

埼玉県告示第千四百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十二月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カインズホーム寄居桜沢店

埼玉県大里郡寄居町大字桜沢字南二千九百七十番地一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

浄化槽及びキュービクル設置場所について

浄化槽及びキュービクルの設置位置はどちらも住宅に近接しており、将来的な苦情発生の恐れがあることから、その未然防止として、住宅のない位置への移動や更なる防音対策について考慮願いたい。

（理由）

・ 浄化槽について

浄化槽の機能不良等により、悪臭が発生する場合があります、住宅からの距離がないと苦情につながる恐れがある。

浄化槽のフロアについては計算上、夜間は四十四dBで環境基準の四十五dBを下回っている。しかし、フロアについては経年的な作動により騒音が大きくなる傾向がある。

このため今まで騒音の発生源が無かった場所に音源が新しく設置されることから、近隣住民は音に関して強く抵抗を感じる場合があります、将来にわたる環境基準内の騒音であればよいが、フロアの劣化や不調により、一dB程度の変動は十分考えられ、苦情につながる可能性がある。

このため浄化槽自体の位置の移動又はフロアのカバーを当初から防音仕様にするなどの対策を講じられたい。

・ キュービクルについて

キュービクルについては低周波騒音等の原因にもなるため、低周波騒音対策や設置位置の入念な検討をお願いしたい。

・ 振動対策について

商品の搬入等に伴い貨物自動車等が町道を通行することにより交通振動苦

情が発生するおそれがあることから、振動対策として道路組成等に応じた車両の大きさや重量制限、速度制限等の社内基準等を検討されたい。

二 縦覧期間

平成二十三年十二月十三日から平成二十四年一月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター